



市 章

# 大津市公報

令 和 6 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 29 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 企 業 局 公 告

- 公共下水道事業受益者負担金の令和6年度の賦課対象区域に関する公告..... 1
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告..... 2

## 企 業 局 公 告

### 公共下水道事業受益者負担金の令和6年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の令和6年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

負担区の名称	賦課対象区域
小松負担区	北小松の一部、南小松の一部、北比良の一部
木戸負担区	大物の一部、荒川の一部、木戸の一部、八屋戸の一部
和邇負担区	和邇北浜の一部、和邇中浜の一部、和邇高城の一部、和邇中の一部、和邇今宿の一部、小野の一部
湖西負担区	伊香立上龍華町の一部、真野一丁目の一部(3街区の一部、31街区の一部)、真野五丁目の一部(17街区の一部、31街区の一部)、真野普門一丁目の一部(1街区の一部)、真野佐川町の一部(2街区の一部)、真野家田町の一部(2街区の一部)、堅田一丁目の一部(7街区の一部、8街区の一部、14街区の一部、18街区の一部、19街区の一部、20街区の一部)、本堅田二丁目の一部(9街区の一部、22街区の一部)、本堅田四丁目の一部(12街区の一部)、本堅田五丁目の一部(5街区の一部)、本堅田六丁目の一部(8街区の一部、15街区の一部、21街区の一部、23街区の一部、38街区の一部、39街区の一部)、衣川一丁目の一部(6街区の一部、24街区の一部)、今堅田二丁目の一部(25街区の一部)、今堅田三丁目の一部(14街区の一部、16街区の一部)、仰木の里東八丁目の一部(6街区の一部)、雄琴五丁目の一部(12街区の一部、13街区の一部)、雄琴六丁目の一部(10街区の一部)、苗鹿二丁目の一部(28街区の一部、29街区の一部)、坂本一丁目の一部(11街区の一部)、坂本二丁目の一部(2街区の一部、25街区の一部)、坂本六丁目の一部(4街区の一部、5街区の一部、8街区の一部、15街区の一部、21街区の一部、23街区の一部、29街区の一部)、坂本七丁目の一部(4街区の一部、17街区の一部、33街区の一部)、下坂本一丁目の一部(2街区の一部、4街区の一部、40街区の一部、41街区の一部)、下坂本二丁目の一部(16街区の一部、17街区の一部、19街区の一部、20街区の一部、24街区の一部)、下坂本三丁目の一部(13街区の一部)、下坂本四丁目の一部(7街区の一部、11街区の一部)、下坂本五丁目の一部(17街区の一部、19街区の一部)、下坂本六丁目の一部(26街区の一部、37街区の一部、46街区の一部)、比叡辻一丁目の一部(4街区の一部、13街区の一部)、穴太一丁目の一部(15街区の一部)、穴太二丁目の一部(3街区の一部、6街区の一部、21街区の一部)、穴太三丁目の一部(4街区の一部)、弥生町の一部(14街区の一部)、唐崎四丁目(3街区の一部、7街区の一部、13街区の一部)、蓮池町の一部(8街区の一部)、あかね町の一部(1街区の一部、15街区の一部)、見世一丁目の一部(21街区の一部)、際川四丁目の一部(8街区の一部)、高砂町の一部(26街区の一部)

皇子山負担区	南志賀三丁目の一部（2街区の一部、12街区の一部、13街区の一部）、南志賀四丁目の一部（17街区の一部）、勸学一丁目の一部（3街区の一部、4街区の一部、5街区の一部）、勸学二丁目の一部（1街区の一部）、柳が崎の一部（3街区の一部）、松山町の一部（4街区の一部）、比叡平一丁目の一部（1街区の一部）
藤尾負担区	追分町の一部（7街区の一部）、横木二丁目の一部（18街区の一部）
晴嵐・山手負担区	朝日が丘一丁目の一部（24街区の一部、26街区の一部、27街区の一部）、竜が丘の一部（11街区の一部、13街区の一部）、富士見台の一部（31街区の一部）、螢谷の一部（12街区の一部）、国分一丁目の一部（15街区の一部、35街区の一部）、国分二丁目の一部（26街区の一部）
湖南負担区	石山寺四丁目の一部（22街区の一部、23街区の一部）、平津一丁目の一部（35街区の一部、38街区の一部）、千町一丁目の一部（17街区の一部、18街区の一部）、赤尾町の一部（18街区の一部）、南郷一丁目の一部（4街区の一部）、南郷三丁目の一部（18街区の一部）、大石淀三丁目の一部（4街区の一部）、大石淀町の一部、大石東六丁目的一部分（7街区の一部、8街区の一部、11街区の一部、12街区の一部）、稲津二丁目的一部分（12街区の一部）、関津四丁目的一部分（8街区の一部）、平野一丁目的一部分（11街区の一部、14街区の一部）、玉野浦の一部（12街区の一部、13街区の一部、14街区の一部、15街区の一部）、大江一丁目的一部分（26街区の一部、39街区の一部）、大江二丁目的一部分（3街区の一部）、大江四丁目的一部分（27街区の一部）、大江六丁目的一部分（4街区の一部、7街区の一部）、大江七丁目的一部分（6街区の一部）、大萱四丁目的一部分（12街区の一部、14街区の一部、15街区の一部）、大萱五丁目的一部分（11街区の一部、12街区の一部、18街区の一部、25街区の一部）、大萱六丁目的一部分（12街区の一部）、大萱七丁目的一部分（13街区の一部、15街区の一部）、大將軍一丁目的一部分（5街区の一部）、一里山三丁目的一部分（5街区の一部）、一里山七丁目的一部分（17街区の一部）、月輪二丁目的一部分（13街区の一部、14街区の一部、15街区の一部、16街区の一部、17街区の一部、22街区の一部）、月輪三丁目的一部分（6街区の一部、27街区の一部）

### 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、令和6年4月1日から同月15日まで大津市企業局施設部下水道施設課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

#### 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年4月1日

#### 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 荒川の一部、木戸の一部、和邇高城の一部、和邇中的一部分、和邇今宿的一部分、真野五丁目的一部分（31街区の一部）、堅田一丁目的一部分（7街区の一部、8街区の一部、14街区の一部、18街区の一部、19街区の一部、20街区の一部、22街区の一部）、本堅田二丁目的一部分（9街区の一部、22街区の一部、33街区の一部）、雄琴五丁目的一部分（13街区の一部）、雄琴六丁目的一部分（10街区の一部）、坂本二丁目的一部分（2街区の一部、25街区の一部）、坂本六丁目的一部分（4街区の一部、5街区の一部）、下阪本一丁目的一部分（2街区の一部、40街区の一部、41街区の一部、42街区の一部）、下阪本三丁目的一部分（13街区の一部）、下阪本四丁目的一部分（7街区の一部）、比叡辻一丁目的一部分（13街区の一部）、穴太一丁目的一部分（15街区の一部）、穴太二丁目的一部分（3街区の一部、6街区の一部、21街区の一部）、唐崎四丁目的一部分（3街区の一部）、あかね町的一部分（15街区の一部）、高砂町的一部分（26街区の一部）
- (2) 南志賀三丁目的一部分（2街区の一部、3街区の一部、12街区の一部、13街区の一部）、南志賀四丁目的一部分（7街区の一部、8街区の一部、17街区の一部）、勸学一丁目的一部分（3街区の一部、4街区の一部、5街区の一部）、朝日が丘一丁目的一部分（24街区の一部、26街区の一部、27街区の一部）、国分二丁目的一部分（26街区の一部）
- (3) 追分町的一部分（7街区の一部）

(4) 石山寺四丁目の一部(22街区の一部、23街区の一部)、大石淀三丁目の一部(4街区の一部、17街区の一部、18街区の一部)、大石淀町の一部、稲津二丁目の一部(12街区の一部)、関津四丁目の一部(8街区の一部)、大江一丁目の一部(26街区の一部)、大江二丁目の一部(3街区の一部)、大江六丁目の一部(4街区の一部、7街区の一部)、大萱四丁目の一部(12街区の一部、14街区の一部、15街区の一部)、大萱五丁目の一部(25街区の一部)、大萱六丁目の一部(12街区の一部)、大萱七丁目の一部(13街区の一部)、大將軍一丁目の一部(5街区の一部)、月輪二丁目の一部(12街区の一部、13街区の一部、14街区の一部、15街区の一部、16街区の一部、17街区の一部、22街区の一部)、月輪三丁目の一部(6街区の一部、27街区の一部)

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
06-01-5054-01	荒川	荒川
06-01-5053-01	木戸	木戸
06-06-5037-01	和邇高城	和邇高城
06-07-5032-01	和邇中	和邇中
06-07-5033-01	和邇今宿	和邇今宿
06-08-5033-01	和邇今宿	和邇今宿
06-11-1325-01	真野五丁目	真野五丁目
06-18-1411-01	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-02	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-03	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-04	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-05	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-06	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1411-07	堅田一丁目	堅田一丁目
06-18-1422-01	本堅田二丁目	本堅田二丁目
06-18-1422-02	本堅田二丁目	本堅田二丁目
06-21-2115-01	雄琴五丁目	雄琴五丁目
06-21-2116-01	雄琴六丁目	雄琴六丁目
06-27-2252-01	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2252-02	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2252-03	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2252-04	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2252-05	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2252-06	坂本二丁目	坂本二丁目
06-27-2256-01	坂本六丁目	坂本六丁目
06-27-2256-02	坂本六丁目	坂本六丁目
06-27-2331-01	下阪本一丁目	下阪本一丁目
06-27-2331-02	下阪本一丁目	下阪本一丁目
06-27-2331-03	下阪本一丁目	下阪本一丁目
06-27-2333-01	下阪本三丁目	下阪本三丁目
06-27-2334-01	下阪本四丁目	下阪本四丁目
06-27-2341-01	比叡辻一丁目	比叡辻一丁目
06-27-2321-01	穴太一丁目	穴太一丁目
06-27-2321-02	穴太一丁目	穴太二丁目
06-27-2321-03	穴太一丁目	穴太二丁目
06-27-2322-01	穴太二丁目	穴太二丁目
06-27-2322-02	穴太二丁目	穴太二丁目
06-27-2322-03	穴太二丁目	穴太二丁目
06-27-2322-04	穴太二丁目	穴太二丁目
06-27-2314-01	唐崎四丁目	唐崎四丁目
06-27-2432-01	あかね町	あかね町
06-27-2416-01	高砂町	高砂町

06-27-2416-02	高砂町	高砂町
06-28-2414-01	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2414-02	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2414-03	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2414-04	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2414-05	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2414-06	南志賀三丁目	南志賀三丁目
06-28-2415-01	南志賀四丁目	南志賀四丁目
06-28-2423-01	勸学一丁目	勸学一丁目
06-28-2423-02	勸学一丁目	勸学一丁目
06-52-2502-01	追分町	追分町
06-29-2714-01	朝日が丘一丁目	朝日が丘一丁目
06-29-2714-02	朝日が丘一丁目	朝日が丘一丁目
06-31-3118-01	国分二丁目	国分二丁目
06-35-3216-01	石山寺四丁目	石山寺四丁目
06-32-3304-01	大石淀町	大石淀三丁目
06-32-3435-01	稲津二丁目	稲津二丁目
06-32-3454-01	関津四丁目	関津四丁目
06-47-4231-01	大江一丁目	大江一丁目
06-47-4232-01	大江二丁目	大江二丁目
06-47-4236-01	大江六丁目	大江六丁目
06-47-4236-02	大江六丁目	大江六丁目
06-47-4244-01	大萱四丁目	大萱四丁目
06-47-4244-02	大萱四丁目	大萱四丁目
06-47-4244-03	大萱四丁目	大萱四丁目
06-47-4244-04	大萱四丁目	大萱四丁目
06-47-4244-05	大萱四丁目	大萱五丁目
06-50-4246-01	大萱六丁目	大萱六丁目
06-50-4247-01	大萱七丁目	大萱七丁目
06-50-4249-01	大將軍一丁目	大將軍一丁目
06-50-4258-01	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4258-02	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4258-03	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4258-04	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4258-05	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4258-06	月輪二丁目	月輪二丁目
06-50-4259-01	月輪三丁目	月輪三丁目
06-50-4259-02	月輪三丁目	月輪三丁目

## 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 第2項第1号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 大津市苗鹿三丁目1番1号  
名称 湖西浄化センター
- (2) 第2項第2号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 大津市由美浜1番1号  
名称 大津終末処理場
- (3) 第2項第3号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 京都市伏見区石田西ノ坪2番地  
名称 石田水環境保全センター
- (4) 第2項第4号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 草津市矢橋町2108番地  
名称 湖南中部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式